第7章

地方公共団体との連携強化等のための取組



落葉と山奥の教会

第1節 地方公共団体との連携強化等

第7章 地方公共団体との連携強化等のための取組

第1節 地方公共団体との連携強化等

1 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援

(1) 再犯防止担当部署の明確化【施策番号104】

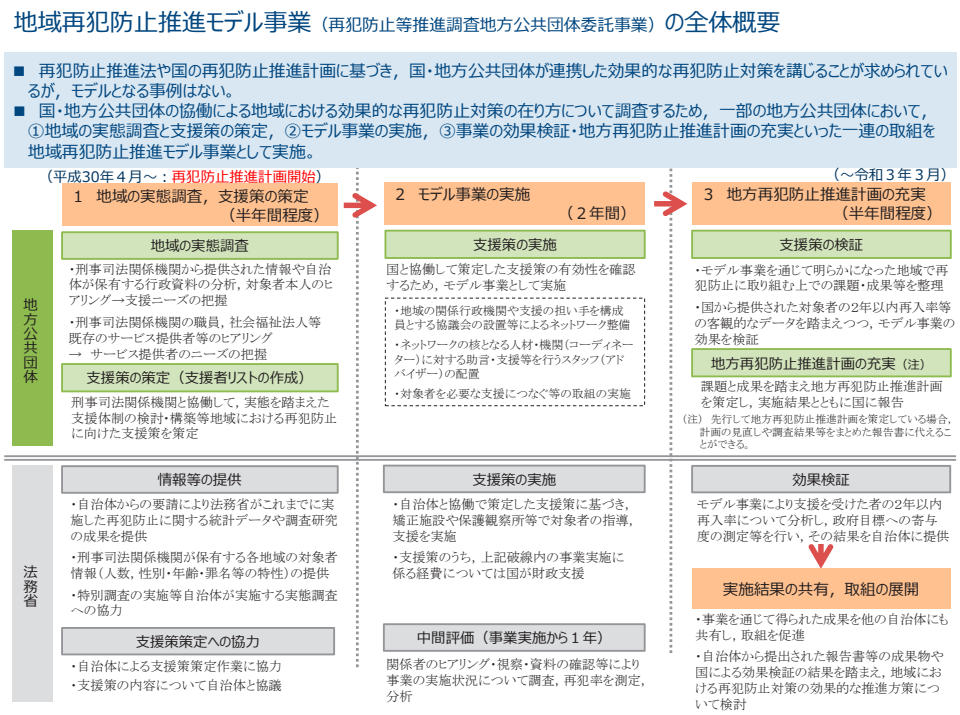
法務省は、地方公共団体に対して、再犯の防止等を担当する部署を明確にするよう働き掛けを行っており、2018年（平成30年）５月以降は、全ての都道府県及び指定都市における再犯の防止等を担当する部署を把握し、再犯の防止等の推進に向けて必要な情報提供を行っている。

また、都道府県を通じて、全国の市町村（特別区を含む。以下この章において同じ。）を対象に市町村再犯防止等推進会議（【施策番号110】参照）の構成員の募集を行っているところ、その構成員となった市町村（2020年（令和２年）４月１日現在で192市町村）には連絡窓口を定めるよう働き掛け、同連絡窓口を把握するとともに、必要な情報提供を行っている。

(2) 地域社会における再犯の防止等に関する実態把握のための支援【施策番号105】

法務省は、国と地方公共団体が連携して再犯防止施策の推進を図るため、2018年度（平成30年度）から、2020年度（令和２年度）までを事業期間として、合計36の地方公共団体に委託し、①地域の実態調査とモデル事業実施計画の策定、②モデル事業の実施、③モデル事業の効果検証といった一連の取組を行う地域再犯防止推進モデル事業（**資7-105-1**参照）を実施している。同事業においては、それぞれの地域の実情に応じた様々な取組が展開されており（【特集第２節】参照）、今後、その成果を踏まえ、国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について検討し、その結果を広く普及することとしている。

資7-105-1 地域再犯防止推進モデル事業の概要



出典：法務省資料による。

（3）地域のネットワークにおける取組の支援【施策番号106】

地域再犯防止推進モデル事業（【施策番号105】参照）における委託先の地方公共団体においては、刑事司法関係機関の職員、支援等を行う民間団体等の職員等を構成員とする会議体を設置し、これを定期的に開催することにより、事業の実施状況・課題の把握や対策の検討等を行うなどしている。

法務省は、こうした会議への職員の参画や必要な情報提供等を通じて、地方公共団体が、公的機関や保健医療・福祉関係機関、各種の民間団体等の地域の多様な機関・団体とネットワークを構築し、連携して支援等を実施するための取組を支援している。

（4）資金調達手段の検討の促進【施策番号107】

法務省は、2019年度（令和元年度）、再犯防止活動における民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式の案件組成のための調査研究を実施した（【施策番号96】参照）。また、「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」（【施策番号97】参照）において、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）について、成果連動型民間委託契約方式による事業を受託した民間事業者が資金調達するための手段の一つとして明示されたことも踏まえ、今後、地方公共団体に対し、SIBを活用した事業の実施を含め、再犯防止施策を推進するための資金調達手段の検討を働き掛けることとしている。

2 地方再犯防止推進計画の策定等の促進【施策番号108】

法務省は、2019年（令和元年）８月に、地方公共団体における地方再犯防止推進計画策定の標準的な手順や内容をまとめた「地方再犯防止推進計画策定の手引き」※1（**資7-108-1**参照）を作成し、全国の地方公共団体に配布したほか、検察庁、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関が連携し、保護司等民間協力者の協力を得つつ、地方公共団体に対して、再犯防止対策に関する説明や協議を実施している。

また、2018年（平成30年）から、地方公共団体に対して、地方再犯防止推進計画の策定等に当たって必要な情報として、再犯防止推進計画において設定された再犯の防止等に関する施策の指標（出所受刑者の２年以内再入率等）に関する都道府県別データの提供を行っているほか、2020年（令和２年）１月からは、警察庁からデータの提供を受け、警察署管轄別の犯罪統計に係る情報についても提供している。

加えて、「再犯防止推進計画加速化プラン」（2019年（令和元年）12月23日犯罪対策閣僚会議決定）においては、2021年度（令和３年度）末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるように支援するとの成果目標を設定しており、引き続き、都道府県や市町村に対して、再犯防止の取組等の情報提供をするとともに、地方再犯防止推進計画の策定に向けた支援を行うこととしている。

※1　地方再犯防止推進計画策定の手引き
http://www.moj.go.jp/content/001323188.pdf

資7-108-1 「地方再犯防止推進計画策定の手引き」の概要

「地方再犯防止推進計画策定の手引き」について

概要

- 「地方再犯防止推進計画」とは，地方公共団体が再犯防止等に関する施策について定める計画。再犯防止推進法においては，その策定が努力義務とされている。
- 「地方再犯防止推進計画策定の手引き」は，特に市町村における地方再犯防止推進計画の策定を促進するため，計画策定に至るまでの事務手続例や，計画に盛り込む施策の具体例などをまとめたもの。

手引きの構成

第１章　計画策定の意義等
1　法的根拠
2　計画策定の意義
3　計画策定の流れ

第２章　計画に盛り込むことが考えられる主な内容とその考え方について
1　計画策定の趣旨等
2　地域における再犯防止を取り巻く状況
3　重点課題・成果指標
4　取組内容
5　推進体制

第３章　具体的な取組の記載例等
1　就労・住居の確保等のための取組
2　保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
3　学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
4　犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
5　民間協力者の活動の促進等，広報・啓発活動の推進等のための取組
6　国・民間団体等との連携強化等のための取組

出典：法務省資料による。

3 地方公共団体との連携の強化

(1) 犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供【施策番号109】

法務省は，「再犯防止推進計画加速化プラン」（2019年（令和元年）12月23日犯罪対策閣僚会議決定）等も踏まえ、地方公共団体が犯罪をした者等の支援を円滑に実施できるよう、矯正施設及び保護観察所において、地方公共団体の求めに応じて、当該団体が犯罪をした者等の支援等を行うために必要な情報について、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、適切に提供している。

例えば、大阪府や福岡県においては、地域住民を性被害から守ること等を趣旨とした条例を制定した上で、性犯罪者に対する社会復帰支援等を行うことにより再犯防止の取組が進められており、法務省としても、刑事施設による出所者情報の提供を始めとする必要な協力を行っている。

今後、法務省は、2020年（令和２年）６月に、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において取りまとめた「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（【第１章第１節】参照）も踏まえ、地方公共団体による再犯防止の取組が一層効果的なものとなるよう、情報提供の前提となる必要な体制について整理し、地方公共団体へ周知を図るとともに、必要な体制等が整った地方公共団体への必要な情報提供を更に進めていくこととしている。

(2) 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号110】

法務省は、2018年度（平成30年度）以降、毎年、再犯防止の取組における国及び市町村間のネットワークの構築等を目的として、市町村再犯防止等推進会議を開催するとともに、都道府県の施策担当者を対象に、再犯防止の取組等の情報共有を目的とした都道府県再犯防止等推進会議（**写真7-110-1**参照）を開催している。これらの会議に加え、再犯防止シンポジウム（【施策番号101】参照）を開催し、犯罪をした者等に対する指導や支援に関する知見等の提供や共有を行っている。

また、職員を地方公共団体、司法関係団体等が開催する研修やシンポジウム等に講師として派遣し、地方公共団体の職員や犯罪をした者等の支援関係者等に対して、法務省における取組や支援に関する知見等を提供している。

なお、法務総合研究所において、毎年、犯罪白書や研究部報告として、犯罪をした者等に関する調査研究等の成果を取りまとめ、公表している（【施策番号47、87、100】参照）。

写真7-110-1　都道府県再犯防止等推進会議の様子



写真提供：法務省

（3）国・地方協働による施策の推進【施策番号111】

法務省は、国と地方公共団体が連携して施策の推進を図るため、地域再犯防止推進モデル事業を実施している（【施策番号105】参照）。また、国と地方公共団体において、総合的かつ効果的な再犯防止施策の実施を推進するため、再犯防止啓発月間である７月に合わせて再犯防止広報・啓発ポスター等を作成し、2017年（平成29年）以降、全国の都道府県警察本部、都道府県及び市町村等に送付の上、ポスター掲示等による広報・啓発活動への協力を依頼している。

また、市町村における再犯の防止等に関する取組として、2018年（平成30年）６月、矯正施設所在自治体会議の趣旨に賛同し、設立発起人となった29の市町の首長を構成員とする矯正施設所在自治体会議設立発起人会議が開催され、2019年（令和元年）６月には、90の市町村の首長を会員として、矯正施設所在自治体会議の設立総会が開催された（2020年（令和２年）４月時点で98の市町村が参加）（【特集第３節】参照）。

（4）国の施策に対する理解・協力の促進【施策番号112】

法務省は、2018年度（平成30年度）以降、毎年、市町村再犯防止等推進会議や都道府県再犯防止等推進会議（【施策番号110】参照）、再犯防止シンポジウム（【施策番号101】参照）を開催し、国の施策について地方公共団体に周知を図り、必要な協力が得られるよう働き掛けを行っている。

また、関係府省庁や地方公共団体等と連携を図りつつ再犯防止施策を推進するため、法務省は、省内及び地方機関に当該業務を担当する組織等の設置を進めている。具体的には、2018年度に、大臣官房秘書課に企画再犯防止推進室を、保護局に地域連携・社会復帰支援室を設置するとともに、地域の関係機関や地方公共団体との窓口として、東京矯正管区及び大阪矯正管区に更生支援企画課を設置し地域連携スタッフを配置したほか、全国８庁の保護観察所に保護観察所次長を配置した。また、2019年度（令和元年度）には、東京及び大阪以外の各矯正管区（６庁）にも更生支援企画課を設置し、近畿地方更生保護委員会に事務局次長を配置するとともに、2020年度（令和２年度）には、矯正局に更生支援管理官を設置した。

警察庁は都道府県警察に対し、文部科学省は各都道府県・指定都市教育委員会等に対し、厚生労働省は各都道府県等の民生主管部局や各都道府県労働局に対し、それぞれ文書や会議等を通じて、再犯防止推進計画について周知するとともに、計画に基づく施策の実施について協力等を依頼している。